

就学援助制度に申請する保護者の方へ

就学援助制度が認定された方については中学校で行う部活動でかかった費用に対して年間30,150円を上限に補助いたします。

部活動に加入する生徒の保護者のうち就学援助制度にご申請いただく場合、令和6年4月以降に購入した「部活動用具のレシートや領収書等の購入した金額等がわかるもの」を全て保管しておいてください。各ご家庭で購入された物品につきましては、レシート等を添付した報告書類を学校へご提出いただき、内容を確認後に支給いたします。レシート等をご提出いただくために使用する書類等につきましては、認定通知書と併せてお渡しいたします。

※中学校で行われる部活動のみ支給対象となります。

※所属する部活動で使用しない物品等はレシート等をご提出いただいても支給対象とはなりません。

※生活保護を受給中の方は、生活保護費より支給されます。

クラブ活動費の対象となる経費

1 部活動で一括購入又は取りまとめて支払った費用

- ・部費 ・大会参加費 ・合宿費用 ・交通費 ・登録料
- ・部活動で取りまとめて購入したウェア等

2 部活動に必要な用具等で、ご家庭で個別に購入した費用

運動部

- ・グローブ ・バット ・ラケット ・道着
- ・スパイク ・防具 ・水着(水泳部)
- ・練習着 等

文化部

- ・楽器 ・リード ・画材道具 ・書道用具
- ・楽譜ファイル ・楽器手入れ道具 等

対象とならない経費

- ・部活動で使用しない物品(日常で使用する靴等) ・授業で使用する物品(体操着・水着等)
- ・日常使用する用途が強い物品(メガネ、コンタクト、お弁当箱等)
- ・保護者が購入していない物品 ・通常の用途を超えた著しく高価な物品
- ・地域のクラブチームや家庭、または高校入学後に使用予定で部活動では使用しない物品

1の経費については学校から教育委員会へ支給対象経費の報告が行われますので、保護者の方からの書類提出は不要です。

2の経費について、保護者の方からの報告書類を基に支給金額等を決定いたします。

<問い合わせ先>

船橋市教育委員会 学校教育部 学務課 就学助成係 (Tel 047-436-2852)